



議会

- 第2回定例会 -

6月16日に招集された第2回定例町議会は19日、全日程を終えて閉会しました。定例会では、町長、教育長の行政報告のほか、補正予算などが審議されました。広報では、町長と教育長の行政報告内容についてお知らせします。

町長行政報告

1 町有牧野におけるヨ―ネ病の清浄化について

町有牛のヨ―ネ病につきましては、令和元年度の法定検査において患畜牛が確認されて以来、発生農場として防疫対策を講じた上で、家畜保健衛生所による定期検査を受けてまいりました。

発生農場の指定解除には、2年間で5回の検査における陰性確認であるほか、その後の環境調査においても陰性が確認されることが必要となります。

町営牧野では、令和5年12月以降、患畜牛の確認はされておらず、最終の患畜確認から2年が経過した令和7年12月の検体培養検査の結果、本

年3月3日付けで「陰性」である旨の通知を受けました。

これを受け3月5日に、牧場敷地内の環境検査が実施され、翌6日にヨ―ネ菌の不存在が確認されたところであり、同日付で発生農場としての防疫対策を終了する旨の通知を受領しました。

この間の防疫対策においては、家畜保健衛生所および獣医師をはじめとする関係者の専門的なご指導とご協力、ご理解をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

発生から防疫対策終了まで6年半という歳月を要しましたが、今後においても継続して防疫対策の徹底に努めます。

2 A I オンデマンドバスの本格運行開始について

利便性向上と運行効率の改善を目的として、昨年10月15日から実証事業として運行してきたA I オンデマンドバスは、自宅前での乗降が可能となるほか、待ち時間の解消など、利用者の身体的負担の軽減が図られるとともに、効率的な運行による経費削減効果も期待される新たな交通体系であります。

一方で、事前予約が必要となることから、従来の定時定路線運行からの移行当初においては利用方法に戸惑う声も見受けられましたが、個別

対応や周知活動を継続して行った結果、現在では円滑に利用いただける状況となっております。

実証事業期間中においては、利用者からの意見聴取やアンケート調査を実施し、運行内容の見直しに努めていました。調査において最も多かった「買い物利用後の帰宅便の時間繰り上げ」に対する要望を受け、運行時刻の見直しを行ったほか、静内エリアにおける乗降箇所の変更を行うなど、利用者の声と実態を踏まえた改善を進めてきたところです。

こうした取り組みを経て、本年5月1日、A I オンデマンドバスは本格運行を開始しました。

顧みますと、当町の地域公共交通は、人口減少に伴う利用者減少により、民間バス事業者による運行継続が困難となる中で、平成23年の西新冠地区でのデマンドバス運行開始、さらには平成27年の新冠地区でのコミュニティバス運行開始を経て、町内巡回バスは、全て町主体の運行へと転換してまいりました。

当時、自治体を中心となつて地域公共交通を支える取り組みは、管内においても先進的な事例であったと同時に、多くの困難と責任を伴う決断でもありました。

しかしながら、その決断は、進行する人口減少社会を見据え、将来にわたり地域公共交通を維持するため

に不可欠な判断であったと考えます。そして今、当町の公共交通は、A I オンデマンドバスという新たな段階へと歩みを進めました。

人口減少や高齢化が進行する中において、地域公共交通を維持していくことは、全国的にも大きな課題となつていますが、町は、変化する社会環境に対応しながら、利用者に寄り添った持続可能な公共交通体系の構築に挑戦していく必要があると考えております。

A I オンデマンドバスは本格運行を開始したばかりであり、その真価は、今後の運用如何によるわけですが、町としましては、利用者の声を丁寧を受け止めるとともに、運行事業者をはじめとする関係者の皆さまと連携し、利便性と持続性を兼ね備えた地域公共交通の確立に向け、引き続き取り組む所存です。

3 日高徳洲会病院の移転改築等に係る進捗について

日高徳洲会病院の当町への移転改築決定後、建設事業に係る協議については、町、徳洲会および設計事務所が連携し、施設整備に係る調整に加え、地域住民の皆さまへの説明と意見聴取を重ね、多岐にわたる事項について慎重に協議・調整を進めております。

協議においては、病院建設と町特

なつたところであります。

車両ライトの遮光については、ライトが住宅地へ届かないよう敷地高さを調整する対応策をご説明した一方で、建設箇所をさらに遠ざけてほしいとの要望については、敷地条件などから困難である旨を説明するなど、全ての意見・要望に対応できたものではありませんでしたが、出席者から説明内容に対し、強い批判的意見はなかったものと受け止めております。

今後は、お示しした建設計画を基本として事業を推進してまいります。が、町としましては、地域住民の皆さまの声を真摯に受け止め、丁寧な情報提供と相互理解の形成に努めます。また、今後は移転改築事業の進捗状況や地域医療体制の将来像について、広く町民の皆さまにお知らせする機会を適宜設けていく考えでございます。

本事業は、持続可能な地域医療体制を確保し、町民の皆さまが安心して暮らし続けるための重要な取り組みであることから、地域との調和を図りながら、着実な事業推進に努めていきます。

4 三陸沖地震への対応と避難状況などについて

4月20日、16時52分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード7.7の地

震が発生し、当町におきましても震度4の強い揺れを観測しました。

発生直後の16時55分には、気象庁から津波警報が発表されたことから、16時59分に災害対策本部を設置し、直ちに沿岸地域に対する「避難指示」を発令しました。

情報の伝達にあたりましては、防災行政無線をはじめ、エリアメールやＬアラートを活用し、迅速な情報発信に努めたところです。

地震発生から3時間が経過し、津波警報が20時15分に津波注意報へと切り替わったことを受け、津波による緊急の危険性が減少したと判断し、20時18分をもちまして避難指示を解除し、最終的には同日23時45分の津波注意報解除をもって、当日の災害対応を終えております。

この避難指示に伴う避難所は、役場庁舎、本町多目的交流センター、町立小学校・中学校、泊津生活館、朝日の森地域交流センター、節婦体育館、大狩部生活センターの8カ所を開設しました。

これら避難所と、新冠温泉駐車場、西泊津パークゴルフ場駐車場、日高食肉センター駐車場を合わせた最大避難者数は、約727人であり、これは津波浸水想定区域の人口の約25%に相当いたします。

今回の避難におきましても、多くの方が自家用車を利用しており、



4 月 20 日の避難状況（朝日地域交流センター）

避難車両は約360台に上りました。これに対し、各避難経路や避難場所に町職員を配置して誘導にあたらせたとことから、大きな混乱を生じることなく避難を完了できたものと認識しております。

しかしながら、一部で路上駐車による交通の妨げとなる箇所が見られましたし、避難者の増加による渋滞なども想定されますので、今後の大規模な避難に円滑に対応できるよう改善を進めてまいります。

また、この度の地震に伴いまして、同日19時30分から4月27日17時までを対象期間とする「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されました。

これは、日本海溝・千島海溝周辺において、さらなる巨大地震が発生

する可能性が平時よりも高まっていることをお知らせするもので、昨年12月に続く発表となりました。

町の対応としては、防災LINEやメール、町ホームページによる注意喚起を行ったほか、津波浸水想定区域の住民の皆さまには啓発チラシを全戸配布し、確実な備えを呼びかけました。

あわせて、対象期間中の万が一の事態に備え、役場庁舎、本町多目的交流センター、泊津生活館、節婦体育館、大狩部生活センターの5カ所を自主避難所として即座に開設できるように、警戒体制を維持しました。

今回の地震による人的・物的な被害は発生しておらず、電気・水道などのライフラインや交通機能にも大きな影響は生じませんでした。

また、多くの町民の皆さまが迅速に避難行動を取られたことは、東日本大震災の教訓や、これまでの津波避難訓練の積み重ねによる成果であると感じております。

しかしながら、昨年から津波警報を伴う地震が頻発しており、いつ、どのような形で大地震が起こるか予断を許さない状況にありますので、今後の備えとして、避難所の運営体制の充実や要配慮者への支援、車両避難のルールづくりなど、取り組むべき課題は数多くあると感じております。

これら課題の解決にあたりましては、行政の取り組みはもとより、地域の実情を最も把握されている自治会の皆様の「共助」の力が不可欠であります。

町としても、各自治会との連携をさらに強め、命を守る防災体制を充実していく所存でありますので、町民の皆さまにおかれましては、「すぐに逃げられる備え」や「非常持ち出し品の準備」など、日頃からの防災意識を一段と高めていただき、また、ようお願い申し上げます。

本年度も10月上旬に津波避難訓練を実施する予定でございますが、この度の経験と教訓を踏まえ、より実践的な訓練となるよう工夫をしていきますので、住民の皆さまの積極的な参加をお願い申し上げます。

5 国保診療所常勤医師の就任見送りについて

本年5月1日付で採用を予定しておりました本江正臣医師につきましては、3月下旬より整形外科的疾患による体調不良が続いており、療養に一定の期間を要することから、一度は1カ月間の採用延期を決定したところであります。

しかしながら、4月下旬においても症状の回復が見られず、残念ながら採用を辞退したい旨の申し出がありましたので、ご報告します。

教育長行政報告

1 町立学校の適正規模・適正配置および施設整備方針について

昨年第3回定例会、町長の行政報告において、教育環境の質を高め、子ども達の健やかな成長を支える基盤づくりのため、老朽化が進む小中学校の改築について、北星町開発用地の一部を新たな学校用地の候補地として協議することが報告されました。

第4回定例会において私の教育行政報告で、「町立学校あり方検討委員会」を設置し、学校改築に向けた協議を始めたこと、新年度には協議結果についてお示しするとしていたところであります。

学校改築協議に向け、私から「町立学校あり方検討委員会」に対し、三つの項目について諮問いたしました。

一つ目、町立学校の施設整備のあり方に関すること。
二つ目、小中学校の再編改築整備に関すること。具体的には学校種、改築場所に関すること。
三つ目、新しい学校づくりに関すること。

についてです。検討委員会からは全4回の会議を経て、諮問した三つの項目に対してそれぞれ答申があり

町としましては、引き続き常勤医師の確保に向けて全力で取り組むとともに、関係各所の応援医師の皆さまのご協力を仰ぎながら、外来診療および休日夜間当直体制の維持に最大限努める所存です。

町民の皆さまにおかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

6 令和2年10月2日発生の新冠中学校生徒負傷事故の裁判に係る判決

本件は、令和2年10月2日、新冠中学校の特別活動の時間に発生した事故により、生徒Aが歯の一部を破折したケガに対し、生徒Aが原告となり、新冠町および生徒Bに対し令和7年7月15日に訴状が提出され、213万1645円の損害賠償が求められた訴訟であり、昨年第3回定例会において、町が被告となった旨の行政報告をしていたところであります。

事故の詳細は、令和2年10月2日午後2時30分頃、中学校1学年において特別活動の時間を使い、学年レクレーションとしてテレビ番組を模した鬼ごっこを実施していた際、鬼役となった先生から逃げるため、生徒Aを含む生徒数名が図書室にいたところ、椅子を持っていた生徒Bに他の生徒がぶつかり、手に持っていた椅子を放してしまい、その椅子が

ました。

教育委員会ではこの答申を受け、次のとおり町立学校の適正規模・適正配置及び施設整備方針といたしました。

一つ目の町立学校の施設整備のあり方に関することについては、目指す学校の姿を次のとおりとします。

新冠町の教育における上位計画である新冠町教育大綱に示した基本理念『生きる力を育み ふるさと愛を深める 新冠の教育』に基づき『ふるさと新冠』を感じられる特色ある学び舎を目指します。

二つ目の小中学校の再編改築整備に関することについては、次のとおりとします。

○建物の棟数は小中学校で1棟とする。

○建物の規模は現小学校を基本とし、校庭、グラウンド、遊具他付帯施設についても現在の学校規模を参考に下回ることのないよう考慮する。

○学校プール、スクールバス保管車庫、児童館機能などについても効率的な運営が可能となるよう改築の全体構想に含めて協議を進める。

「新たな学校の学校種」については、目指す学校の姿である『ふるさと新冠』を感じられる特色ある学び舎を実現するため、学習力リキラム

生徒Aに当たり発生したものであります。

訴状提出後、6回に亘る弁論準備期日が開かれ原告、被告双方が主張を述べ合いました。

学校設置者である町は、学校内で特別活動の時間として実施したレクレーション中の事故であることから、国家賠償法に基づく責任を認め、責任論については争わないという事故発生時からの一貫した考えで対応する一方、原告が主張する歯科受診以外の治療費や将来に亘る治療費、通院慰謝料については認めず、これについては争うとの見解で代理弁護士と共に取り進めてまいりました。

判決に至るまでの間、町は代理弁護士を通じて医師の意見書を取り、将来的なインプラント治療の可能性、事故発生後の治療経過措置期間の見解など、原告の主張に対抗する準備を整えてきました。

令和8年3月9日に裁判所にて開かれた進行協議の中で、裁判所から和解案として、25万円を被告が原告に支払う旨の提示があり、町および生徒Bはこの和解案に応じる意向で3月26日の最終弁論準備期日に臨みましたが、原告は和解案に応じず、和解協議は打ち切れ弁論終結し、判決へ移行することとなりました。

5月21日の判決では被告らは原告に対し連帯して25万427円および

に特色を持つことが可能な「義務教育学校」とする。

次に「改築場所」につきましては市街地区域内であり、面積が確保され平坦であることを考慮し候補地を「北星町開発用地」とする。

ただし、当該地が津波、洪水の浸水区域であることから、改築場所の最終決定時には三点について十分な議論、要件を付すこととする。

(1) 津波および降雨時の浸水想定に耐えられる垂直避難可能施設とする。

(2) 屋上階に避難スペースを設定する。

(3) 建設時点での災害発生時の安全想定を確認することとし、具体的に

○防災機関との建設前の安全確保対策の協議。

○最新の災害予測による情報の確認。

○避難者（町民・児童生徒）目線での避難対策の意見交換の実施。

これらが、当該北星町開発用地を改築先とする場合の要件となります。三つ目の新しい学校づくりに関することでは次の二点を方針に盛り込みます。

一点目は町民が参画した学校施設の構想づくりです。

学校改築の構想時点から、町民、

児童生徒が参画することで、地域から信頼され、「地域とともにある学校」の実現が可能であると考え、町民参画の検討委員会を設置することとします。

二点目はレ・コード館と連携した生涯教育施設としての役割を担い地域の核となる学校づくりを目指すこととします。

以上が、教育委員会において決定した整備方針です。

この方針については、町長部局との総合教育会議において検討委員会からの答申を確認し、教育委員会での決定に至っております。

なお、具体的な改築構想につきましては、今後改めて協議を開始することとなりますが、現段階では新冠小学校が改築目安の築60年を迎える令和17年度開設に向けた協議を進めることで考えております。

2 中学校部活動地域展開への取り組みについて

これまで国は、中学校における部活動は、急激な少子化および教員の働き方改革を見据え、子ども達が将来にわたり継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が確保・充実できるよう令和5年度から7年度までを「地域移行改革推進期間」とし、取り組みを呼びかけてきました。さらに今年度から令和13年度まで

の6力年を「地域展開改革実行期間」として方針に基づき進めているところであります。

新冠町は、令和5年度に協議会設立に向けた準備段階の会議を設置し、令和6年度においてはスポーツ団体、文化団体の各関係者、中学校保護者代表などを委員として構成する部活動地域移行検討協議会を設置し、昨年度まで協議を継続しました。

協議会では、各団体でも指導者や関係者の人材不足が生じていることから、部活動をそのまま受け入れることは難しい状況であること、急激に進む少子化の中、新冠中学校単独での団体スポーツにおけるチーム編成が困難な状況に差し掛かっていることなどの課題を共有しております。

一方で、試行的に土日を含めた休日の地域展開を視野に野球、卓球で指導のサポートとしてそれぞれの団体から部活動に参画する取り組みも行っています。

昨年度末に開催された協議会では、今年度の取り組みとして、引き続き各団体と部活動の交流を行うほか、中学生対象のスポーツ教室の開設などを計画しています。

また、国の部活動地域展開に向けたガイドラインに則った「新冠町部活動地域展開推進計画」を策定し、計画の中で地域クラブ認定制度を創設することとしています。

部活動地域展開を進める上で、近隣町、とりわけ一部で先行した取り組みが行われ、生活圏として隣接する新ひだか町との協議も進めていく予定であります。

一方で既存の部活動は別として、とりわけ新冠町の特徴や独自性などを意識した新たな視点のもと地域展開を目指し、新冠ホロシリ乗馬クラブと乗馬スポーツ少年団とが連携した「馬の町」ならではの青少年教育の一環とした「新冠中学校馬術部」を4月に設置しています。

また、静内高校において同クラブを拠点として新たに設立された静内高校馬術部とも連携やつながりを形成する中でその魅力を高めていきたいと考えています。

以上、中学校部活動の地域展開に向けたこれまでと今年度の取り組みについて説明いたしました。次年度に向けた推進計画につきましては、骨子案を策定し10月頃には、小・中学校保護者などへの説明会を実施し、次年度に向けた体制を整えたいと考えております。

次年度全ての部活動が一斉に地域展開できる環境は整えられませんが、地域展開が可能な部活動については順次開始していく意向であります。よろしく願います。

花を育て思いやりの心を育む

新冠小学校で「人権の花」運動



6月4日、日高人権擁護委員協議会は、新冠小学校で「人権の花」運動を実施しました。この活動は、花を育てることを通して命の大切さや思いやりの心を育むことを目的に、毎年、日高管内の小中学校で実施されています。当日は、人権擁護委員から花の植え方を教わった1・2年生の児童が、二人一組になってマリーゴールドをプランターに植えました。

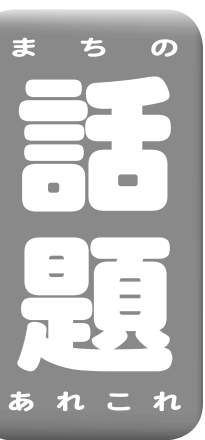
100歳おめでとうございます

長寿と末永い健康を祈念



6月10日、作田豊子さんが100歳の誕生日を迎え、町長から長寿祝金が贈られました。贈呈式は、北星町の自宅でご家族に見守られるなか行われ、町長がお祝いの言葉を贈ると、作田さんは思わず感極まる場面もありました。

なお、国からは9月に内閣総理大臣の祝状と記念品の銀杯が贈られる予定です。



日高管内陸上大会で

総合2連覇を達成

6月11日、新ひだか町の静内第三中学校で日高管内中学校陸上大会が開催され、新冠中学校から39人が出場しました。

大会では男子14種目、女子11種目の部で3年連続優勝、女子の部で準優勝となり、総合でも2年連続の優勝を果たしました。

また、男子最優秀選手には、100m、200m、4×100mリレーで優勝した3年生の奥山翔太さんが選ばれました。

元気な声で登校を後押し

新冠小学校PTAあいさつDAY



6月19日、新冠小学校で今年度1回目の「PTAあいさつDAY」が行われました。この取り組みは、毎月1回、保護者が登校する児童を迎えてあいさつを交わすもので、今年で3年目を迎えます。

当日は保護者が「おはようございます」と声を掛けながら児童を迎えました。途中からは児童も自主的に加わり、一緒に元気なあいさつを交わしました。

議員在職15年の但野裕之議員が

北海道町村議会議長会表彰を受賞



このたび、新冠町議会の但野裕之議員は、平成23年5月から15年間にわたり町議会議員として、地域の振興発展および住民福祉の向上に尽力された功績が認められ、北海道町村議会議長会表彰を受賞しました。

これを受け、6月19日の第2回定例会開会前に伝達式が行われ、氏家良美議長から但野議員へ表彰状が伝達されました。

出張レコードコンサートを開催

懐かしい名曲に笑顔広がる



町教育委員会は、レ・コード館の誕生月である6月に合わせ、高齢者施設などを訪問して出張レコードコンサートを開催しました。

6月24日は「ゆーあい天馬」で開催し、事前に寄せられたリクエスト曲を中心にレコードを再生しました。入所者は懐かしい曲を口ずさんだり、リズムに合わせて体を動かしたりしながら、レコードの音色を楽しみました。

健康づくりは現状を知ることから

からだリセット講座始まる



6月24日、レ・コード館で今年度の「からだリセット講座」が始まり、10人が参加しました。この講座は、生活習慣を見直し、健康状態の改善や生活習慣病の予防を目的として毎年開催しています。

初回は運動教室に先立ち、体重や体脂肪率、血管年齢、脳年齢などを測定しました。参加者は測定結果に一喜一憂しながら、今後の目標や取り組みを考えました。

『ピーマンどら焼き』

販売好調 新たな名物へ

道の駅「サラブレッドロード新冠」で販売している「ピーマンどら焼き」が好評を集めています。

この商品は、製造元の都合で販売を終了したピーマンチップスやピーマンようかん、ピーマンアイスに代わる新商品として開発されました。

3月の販売開始から約3カ月で当初用意した1200個を完売し、現在は追加製造分を販売しています。

道の駅によると、新聞やテレビで紹介されたこともあり、町内外から土産品として購入する人が多く、1人で10個以上購入する人もいるという事です。今後、ピーマンソフトクリームに続く新たな看板商品として期待が高まっています。



日頃の訓練成果を披露

日高中部消防技能訓練大会



6月28日、新ひだか町で日高中部消防技能訓練大会が開催され、新冠町から4つの分団が参加しました。

この大会は、日高中部2町の消防団員が日頃の訓練成果を披露する場として、3年に1度開催されています。

団員は、小型ポンプ操作や林野火災を想定した実戦訓練などに臨み、迅速で正確な動作で日頃の訓練の成果を披露しました。

新冠野球スポーツ少年団が

全道大会での健闘を誓う



6月29日、旭川市で開催される「第47回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会」に出場する新冠野球スポーツ少年団が山本町長を表敬訪問しました。

この日は、引率のほか、野球少年団を代表して6年生の5人が役場を訪れ、7月18日から開催される全道大会への抱負を一人ずつ述べる、町長は児童たちに対して激励の言葉をかけました。

話題

ま ち の

あ れ こ れ

全国の馬術舞台に挑戦

インターハイ出場を報告

6月26日、静内高校馬術部の藤本タ雅さんと須田侑成さんが、インターハイ出場を前に山本町長を表敬訪問しました。静内高校馬術部は、にいかつぷホロシリ乗馬クラブで練習に励んでおり、高校馬術部の監督を務める同クラブの細川由妃さんも同席しました。



2人は7月22日から静岡県で開催される全日本高等学校馬術競技大会（団体）に出場するほか、藤本さんは8月6日から苦小牧市で開催される全日本高等学校馬術選手権大会（個人）にも出場します。

表敬訪問では、インターハイに向けて意気込みを語りました。

新たな教育委員を選任

字美宇の益子歩さんに辞令交付



6月25日、任期満了に伴い、新たに選任された新冠町教育委員会委員の辞令交付式が役場会議室で行われました。

新しい教育委員には、字美宇の益子歩さんが選任されました。益子さんは「これまでのPTA活動や地域活動での経験を生かし、子どもたちや保護者に寄り添った教育行政に貢献したい」と抱負を語りました。

乗馬の魅力を身近に体感

町民乗馬の集いを開催



6月27日、新冠町乗馬連盟主催の「町民乗馬の集い」が、にいかつぷホロシリ乗馬クラブで開催されました。

当日は親子連れなど約80人が会場を訪れ、町民を対象とした無料の曳き馬体験や、乗馬経験者を対象としたトレーニングのほか、サラブレッドへのニンジン餌やりを楽しみました。

参加者は、乗馬や馬とのふれあいを満喫しました。

元気いっぱい競技に挑む

小学校・こども園運動会



6月13日、新冠小学校で運動会が開催されました。

児童会スローガン「全力で取り組み 一致団結しよう」のもと、児童たちは仲間と力を合わせ、個人競技や団体競技に全力で挑みました。

会場には子どもたちの元気な声援が響き、一人一人が最後まで力いっぱい競技や応援に取り組みました。

また、27日には認定こども園ド・レ・ミの運動会が



前日からの雨の影響で会場を変更して実施しましたが、園児たちはかけっこや団体競技、親子競技に元気いっぱい取り組みました。

保護者の大きな声援を受けながら園児は競技に挑み、会場は大いに盛り上がりしました。

新冠町プレミアム付商品券を発売します！！

物価高騰の影響を受けた町民の皆さま、町内事業者の皆さまを支援することを目的として、新冠町プレミアム付商品券を発売します。

商品券のプレミアム率は50%と大変お得なものとなっています。

○商品券の内容

【町民1世帯】

『1冊5,000円で7,500円分利用できる商品券』を最大20冊(10万円)まで申込可能です。

※1世帯4冊(2万円)の購入を保証します。

※申込が多い場合は、5冊目以降は希望どおり購入できないことがあります。

○対象者

令和8年6月1日現在、町内に住所のある方すべての世帯主が対象となります。

7月24日(金)に発行する町政事務委託文書にて、『引換購入申込書』を配布します。

○商品券の購入方法

『引換購入申込書』による事前申込制となっていますので、7月24日(金)から8月10日(月)までにお申し込みください。

『引換購入申込書』は往復はがきとなっています。

◆申込者へは返信はがきにて『販売引換券』を送付します。

◆『販売引換券』と現金、身分証明書を持参のうえ、9月11日(金)から9月17日(木)までの期間に、本町多目的交流センターにおいて、商品券との引き換えを行います。

○商品券の使用期限

9月11日(金)から12月31日(木)まで
※使用期限を過ぎての使用や返金もできませんのでご注意ください。

○取り扱い事業所

町内にある事業所については、利用できるよう準備を進めています。取り扱い事業所が決まり次第、改めてお知らせします。

●問い合わせ先

新冠町商工会 ☎0146・47・2421

企画課まちづくりグループ商工労働観光係

☎0146・47・2498

一定面積以上の土地取引は『届け出』が必要です

町内で一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法の規定に基づき、土地の権利取得者(買主等)は、町へ届け出が必要となります。

○届け出の対象となる面積

(1)市街化区域で、2,000平方メートル以上の取り引き

(2)市街化区域以外の都市計画区域で、5,000平方メートル以上の取り引き

(3)都市計画区域外で、10,000平方メートル以上の取り引き

※新冠町では、(3)が届け出の対象となります。

※個々の土地面積が小さくても、譲受人(権利取得者)が同一の目的のために購入した土地が、最終的に上記面積以上のひとまとまりの土地となる場合は、一団の土地として届け出の対象となります。

○提出書類(各1部)

・土地売買等届出書

- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地や付近の図面(縮尺5千分の1程度)
- ・土地の形状の図面(縮尺5百分の1から2千分の1程度)
- ・委任状(代理人が届出する場合のみ)

○届出期限

契約(予約を含む)締結日より2週間以内
※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。

○罰則

届け出を行わなかった場合、6カ月以下の懲役、または100万円以下の罰金に処されることがあります。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】

<https://www.niikappu.jp/>

[gyose/2018-totitorihiki.html](https://www.niikappu.jp/gyose/2018-totitorihiki.html)

※右のQRコードから閲覧できます。



●問い合わせ先・届出書提出先：企画課まちづくりグループ企画係 ☎0146・47・2498

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

令和8年8月より家庭ごみの収集方法が一部変わります

令和8年8月より、これまで収集できないごみとして取り扱っていた『リチウムイオン電池類(蓄電池)』を新たに受け入れます。また、『発火性危険物(スプレー缶・ガスボンベ・ライター)』の出し方について、下記のとおり変更となりますのでお知らせします。

1 新規受け入れ開始 リチウムイオン電池類

スマートフォン・モバイルバッテリー・充電式乾電池・工具および家電用バッテリー・小型家電に内蔵され分離できないもの(電子タバコ・携帯扇風機・ゲーム機・電動シェーバー・ワイヤレスイヤホン等)など



※端子部分をガムテープ・ビニールテープなどで絶縁(テープで覆う)し出してください。

※小型家電などでバッテリー格納部に亀裂等の破損がある場合はテープで塞ぎごみなどが入らないようにして出してください。

2 出し方が変わるもの 発火性危険物(スプレー缶・ガスボンベ・ライター)

○変更前

「燃やせないごみの袋」にまとめて入れる



○変更後

「透明または半透明の袋」にまとめて入れる



3 出し方のルール (リチウムイオン電池類・発火性危険物共通：同袋可)

○使う袋 中身の見える透明または半透明の袋に入れてください。

○収集日 燃やせないごみの日に出してください。



リチウムイオン電池類は発火性危険物と同じ袋に入れて構いませんが、**膨らんでいる・液漏れしている電池類**は発火の危険が高いため、必ず別の袋に入れ、袋の外側に大きく「**膨らんでいる**」または「**液漏れあり**」と書いて出してください。

※詳細は令和8年7月24日(金)配付の町政事務委託文書をご覧ください。

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ環境衛生係 ☎0146・47・2112

学校閉庁日のお知らせ

町内の小中学校の夏季休業期間中に学校閉庁日を設けます。これは、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図ることを目的とした取り組みです。閉庁期間中、各学校は職員不在となりますので、緊急時は教育委員会管理課にご連絡をお願いします。

○学校閉庁期間

8月10日（火）から14日（金）までの5日間

●緊急連絡・問い合わせ先

教育委員会管理課 ☎0146・47・2547

北方領土返還要求運動強調月間

8月は、北方領土返還要求運動強調月間です。北方領土問題の解決のためには、領土返還に向けた外交交渉の展開を強く要望する道民世論の結集が何よりも必要となります。

1人1人の返還に向けた思いを結集し、北方領土の返還を実現するため、多くの方々の署名へのご協力をお願いします。なお、8月中は役場庁舎1階ロビーにて署名コーナーを設置します。

●問い合わせ先

企画課まちづくりグループ ☎0146・47・2498

国民年金保険料免除の手続き

保険料免除制度

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人と配偶者、世帯主の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額または一部が免除されます。また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証を添付すれば、その方の前年所得を0円として審査をする特例もあります。

○全額免除となる所得の目安

{(扶養親族の数+1)×35万円}+32万円

保険料納付猶予制度

本人が50歳未満であるときに限り、世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額が猶予されます。

○全額猶予となる所得の目安

全額免除の所得基準と同じ

令和8年度免除期間

期間は令和8年7月から令和9年6月までです。また、申請日より過去2年1カ月前まで遡って申請が可能です。

例) 令和8年7月に申請する場合の免除可能期間

将来期間：令和8年7月～令和9年6月

過去期間：令和6年6月～令和8年6月

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ社会係

☎0146・47・2112

国民健康保険と後期高齢者医療の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の更新について

令和8年8月より、年齢やマイナ保険証の保有状況などによって下記のとおり「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が更新となりますのでご確認ください。

【国民健康保険の方】	【後期高齢者医療の方】	◇「資格情報のお知らせ」は病院
○70歳未満の方	○84歳以下の方	の窓口でマイナ保険証を利用
・マイナ保険証をお持ちの方	・マイナ保険証をお持ちの方	できない場合、マイナ保険証と
○お手元にある「資格情報のお知らせ」を継続してご使用下さい。	○「資格情報のお知らせ」が届きます。	一緒に提示することで受診が
・マイナ保険証をお持ちでない方	・マイナ保険証をお持ちでない方	できるもので、「資格情報のお
○「資格確認書」が届きます。	○「資格確認書」が届きます。	知らせ」単体では受診ができません。
○70歳以上の方	○85歳以上の方	◇「資格情報のお知らせ」が届いた
・マイナ保険証をお持ちの方	・マイナ保険証の保有状況に関	た方で、何らかの理由によりマ
○「資格情報のお知らせ」が届きます。	○「資格確認書」が届きます。	イナ保険証による受診が困難
・マイナ保険証をお持ちでない方	【補足事項】	である場合、役場の窓口で申請
○「資格確認書」が届きます。	◇「資格確認書」は保険証に代わ	いただくことで「資格確認書」
	るものです。	を交付します。

●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ国保後期高齢者医療係 ☎0146・47・2113

児童扶養手当受給者は8月中に届出が必要です

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭において養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。

婚姻の解消や配偶者の死亡によりひとり親となり、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障がいがある場合は20歳未満まで）を監護する母や父などに支給されます。

○提出書類

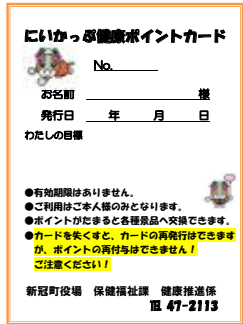
・児童扶養手当現況届【全ての受給者】

●問い合わせ先：町民生活課こども未来グループ児童福祉係 ☎0146・47・2112

『にいかっぷ健康ポイントカード』を使って健康づくりをしませんか？

町では、町民のみなさんが楽しく健康づくりを行うきっかけになるよう「にいかっぷ健康ポイントカード事業」を行っています。まだ、カードをお持ちでない方はぜひ、ご自身の健康管理の1つとしてご活用ください。

○対象者	・18歳以上の新冠町民	・★景品は、健康グッズや防災、生活に役立つものとなっています！
○申込方法	①保健福祉課健康推進係でカードをつくる。	・★対象事業は、既に町政事務委託文書で配布している事業チラシか町のホームページで確認できます。
②町の保健福祉課、町民センター主催の健康に関する事業に参加してポイントをためる。	●問い合わせ先	●問い合わせ先
③ポイントを交換して景品をGET！	保健福祉課保健福祉グループ健康推進係	保健福祉課保健福祉グループ健康推進係
	☎0146・47・2113	☎0146・47・2113



健康カレンダー (お問い合わせ先：保健福祉課 ☎0146・47・2113)				
月	日	時 間	事業名	場 所
8月	12日(水)	19:00~20:30	からだリセット講座	レ・コード館
	25日(火)	受付10:00~ 受付13:00~	4・7・12ヶ月児健康診査 1歳6ヶ月・3歳児健康診査	レ・コード館
	26日(水)	19:00~20:30	からだリセット講座	町民センター
	30日(日)	13:00~15:30	母親学級キレイ☆ママパパ る〜む〜出産編〜	レ・コード館
7月と8月の乳幼児健診は「レ・コード館」で行います。 事業の詳細は、対象者への個別案内などでお知らせします。				

ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

●まちづくりに役立ててと

☆株式会社 菅与 (2,000,000円)

●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆藤原 まさ子 (古布3袋)

☆佐藤 かほる (古布1袋)

☆葛野 弘子 (古布1袋)

☆匿名 (古布1袋)

☆匿名 (古布3袋)

☆ボランティアグループちょぼら (カット布3袋)

☆ボランティアグループあゆみ (カット布22束)

新冠町社会福祉協議会へ

●香典返しに代えて

☆飛渡 清一 (100,000円)

●福祉事業に役立ててと

☆商工会女性部 (古切手2袋)

☆匿名 (古切手1袋)

お知らせコーナー

排水設備工事 責任技術者試験

町では、排水設備指定工事店の資格要件に排水設備工事責任技術者試験を導入し、次のとおり全道統一試験を行います。

なお、既に登録している方は、受験の必要はありません。

○名称 令和8年度北海道排水設備工事責任技術者試験

○試験日および場所

10月14日（水） 苫小牧市

10月19日（月） 札幌市

○時間 13時30分～15時30分

○受付期間

8月17日（月）～8月26日（水）

○手数料 受験料7000円

●お問い合わせ先

新冠町建設水道課

☎0146・47・2518

漁船の衝突事故に 注意してください

昨年7月、浦河海上保安署管内では漁船同士の衝突が立て続けに2件発生しており、そのう

ち1件は濃霧の中、見張り不十分により発生したものです。

特に日高管内では、春から夏にかけて霧が発生しやすい地域であることから、次の点に十分留意し、安全運航に努めましょう。

○出発前

・最新の気象・海象情報の入手（海の安全情報の活用）

・適切な発航前検査の実施



海の安全情報

○航行中

・常時適切な見張り及安全な速力の励行

○操業中

・ライフジャケットの常時着用

・ローラーなどの機械への巻き込まれ事故に注意

・甲板上は突起物や海水で濡れているため、足元に注意

●お問い合わせ先

浦河海上保安署

☎0146・22・9118

日高地区 難病医療・福祉相談会

次の日程で難病医療・福祉相談会を開催します。

○日時

①9月4日（金） 14時～15時30分

②9月5日（土） 10時～15時30分

③9月5日（土） 13時～15時30分

○場所 浦河町総合文化会館

○対象

患者・家族・支援者・一般

○定員

①町民公開研修会 50名

②難病医療・福祉相談会 5名

③講演・交流会（パーキンソン病、膠原病） 各30名

○申し込み方法

8月28日（金）16時までに（一般）北海道難病連相談課へ電話、ファックスまたはWEB申し込み。ただし、②は8月20日（木）までに電話申し込みに限る。

○電話申し込み

☎011・522・6287

※平日10時～16時

○ファックス申し込み

FAX011・512・4807

※参加予定の講演会名、参加者氏名、連絡先を記載

○WEB申し込み

北海道難病連イベントページ
<https://www.do-nanren.org/event>

●お問い合わせ先

新冠町保健福祉課

☎0146・47・2113

北海道障害者職業能力 開発校の訓練生募集

北海道障害者職業能力開発校では、建築デザイン科「10月生」を募集します。

○対象者

身体障がい、精神障がい、発達障がいのある方

○訓練内容

CADを使用した各種建築図面の製作技法を学びます。

○訓練期間

10月1日（木）～3月17日（水）

○募集期間

7月24日（金）～8月24日（月）

○選考日

9月3日（木）

○選考場所

北海道障害者職業能力開発校（砂川市焼山60番地）

○試験内容

数学、国語、面接

詳細については、ハローワークまたは当校までお問い合わせ

ください。

●お問い合わせ先

北海道障害者職業能力開発校

☎0125・52・2774

毎月勤労統計調査 特別調査を実施します

毎月勤労統計調査特別調査

は、常用労働者が1～4人の事業所における労働者の雇用、給与および労働時間の実態を明らかにするため、7月31日（給与締切日の定めがある場合には7月の最終給与締切日）現在で実施しています。

対象となった事業所には、7月から9月にかけて、知事が任命した統計調査員が訪問しますので、ご回答くださいますようお願いいたします。

なお、調査の内容は、統計以外の目的に使用されることはありません。

●お問い合わせ先

北海道総合政策部計画局統計課

☎011・204・5146

心配ごと相談員による 面接相談

新冠町社会福祉協議会では、町民の皆さまの心配ごとや困りごとについて相談窓口を常設し、偶数月には専門の相談員による面接相談所を開設しています。

ご相談のある方はご来所いただくか、お問い合わせ先までご連絡ください。ご要望に応じてご自宅などでの相談も可能です。

○日時 8月20日（木）
10時～15時

日高地区 難病医療・福祉相談会

次の日程で難病医療・福祉相談会を開催します。

○日時

①9月4日（金） 14時～15時30分

②9月5日（土） 10時～15時30分

③9月5日（土） 13時～15時30分

○場所 浦河町総合文化会館

○対象

患者・家族・支援者・一般

○定員

①町民公開研修会 50名

②難病医療・福祉相談会 5名

③講演・交流会（パーキンソン病、膠原病） 各30名

○申し込み方法

8月28日（金）16時までに（一般）北海道難病連相談課へ電話、ファックスまたはWEB申し込み。ただし、②は8月20日（木）までに電話申し込みに限る。

○電話申し込み

☎011・522・6287

※平日10時～16時

○ファックス申し込み

FAX011・512・4807

※参加予定の講演会名、参加者氏名、連絡先を記載

○WEB申し込み

北海道難病連イベントページ
<https://www.do-nanren.org/event>

●お問い合わせ先

新冠町保健福祉課

☎0146・47・2113

北海道障害者職業能力 開発校の訓練生募集

北海道障害者職業能力開発校では、建築デザイン科「10月生」を募集します。

○対象者

身体障がい、精神障がい、発達障がいのある方

○訓練内容

CADを使用した各種建築図面の製作技法を学びます。

○訓練期間

10月1日（木）～3月17日（水）

○募集期間

7月24日（金）～8月24日（月）

○選考日

9月3日（木）

○選考場所

北海道障害者職業能力開発校（砂川市焼山60番地）

○試験内容

数学、国語、面接

詳細については、ハローワークまたは当校までお問い合わせ

○予約受付 平日10時～16時

●ご予約・お問い合わせ先

ひだか弁護士相談センター

☎0146・42・8373

今日も、誰かを幸せに。

サマージャンボ12億円

サマージャンボ7億円

サマージャンボ5000万円

発売期間 6/30(火)～7/31(金)

すぐに伺います！

※福祉用具レンタル・販売
・歩行器・つえ・車いす・ベット 介護用品

※住宅改修 ・手すり取付・段差解消など

福祉用具専門相談員のいる店

新冠町北星町18-9
(有) 西村金物店
☎01464-47-3122

ケイセイマサキ建設

建設業を通じて地域に夢を与える

新冠町大狩部98-1
T 0146-45-5003 F 47-6005

まちを支える仕事、のぞいてみませんか？

QRコード

あなたの町のカー & ライフサポーター!!

BRIDGESTONE カーケア & タイヤショップ

SUZUKI ARENA スズキアリーナ新冠

新冠郡新冠町中央町5-28 TEL. (47)-2820

ココロも満タンに
コスモ石油

新和SS (47)-5011 新冠SS (47)-3830

株式会社 伊藤商会

あなたの悩みに
完全無料
面談電話

コタエを出します

相談予約
ダイヤル 0146-42-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

札幌弁護士会 ひだか弁護士相談センター

フラワー スタンド花 アレンジメント

フラワーつつみ

TEL 0146-47-4878
FAX 0146-47-4879

新冠町字東町 19-18

ひだか総合法律事務所

弁護士 原 英士 (札幌弁護士会所属)
弁護士 原 万里子 (札幌弁護士会所属)

新ひだか町静内御幸町3-1-78-2F

相談予約 0146-43-1206

～ ご遠慮なくご相談ください ～

平日10:00～18:00 (12:00～13:00を除く)

葬儀一式 24時間受付
新冠セレモニーハウス

新冠葬祭

☎ (0146) 49-2044 FAX (0146) 49-2045

新冠郡新冠町字西泊津1-6

OA・文具・家具・カーテン

株式会社
リバーティ はしもと
Liberty Hashimoto

TEL(45)-7021 FAX(45)-7022

新冠町字北星町2-61(役場の目の前)

おうちごはん
えましあ

地場産野菜直売所、北海道・全国の障がい就業支援事業所の商品、手作りの弁当や惣菜を販売しています。地域に根差した店舗営業を心がけておりますので、皆様のご来店を心よりお待ちしております。

場所：にいかっぱキッチン内
(新冠町字中央町 1-20)

平和を、仕事にする。
陸海空自衛官募集

札幌地本キョウターモコ

自衛隊札幌地方能力本部
管内分駐所
☎0146-44-2855

QRコード

KUMON

夏の無料体験学習受付中！
公文式算内中央教室(幼児～高校生)

TEL:090-2698-0448(大友) 静内吉野町
mail:koofomo0401@docomo.ne.jp

お気軽にご見学・お問合わせください！
一緒に働いて頂けるスタッフ募集中です。
(月・木 15:30～18:30)



夜間開館のお知らせ

毎週水曜日は、夜間開館日です。
夜8時まで開館しています。

アニマル号（移動図書館車）運行日程

8月6日	11:20～11:35	おうるの郷
	12:00～12:15	子ども発達支援センター
19日	15:35～16:00	町民センター前（児童館）
	16:00～16:25	認定こども園ド・レ・ミ
26日	10:40～10:50	太陽簡易郵便局
	12:50～13:15	認定こども園ド・レ・ミ
	15:00～15:30	新冠小学校
	16:35～16:55	町民センター前（児童館）

※状況により運行が変更・中止となる場合があります

びっくり箱のおはなし会

定例読み聞かせ（毎月第4土曜日開催）

7月25日（土）10:30～、8月22日（土）10:30～

赤ちゃんの絵本の読み聞かせ（毎月第4水曜日開催）

8月26日（水）10:30～

主催 読み聞かせの会「びっくり箱」
場所 図書プラザ おはなしのへや

毎週木曜日は夏のコミュニティ広場でごゆっくり

7月から9月までの毎週木曜日、レ・コード館科学工房において『夏のコミュニティ広場』を開催しております。映画上映をはじめ、昔のおもちゃコーナーなどをご用意。熱さ対策としてのクーリングシェルターとして、ぜひご利用ください。

○開催時間 毎週木曜日 10:00～17:00

○その他 キッズゾーン（小上がり）以外は飲み物&食べ物OK

麦茶をご用意しております。

映画上映作品等は同日発行のチラシまたは図書プラザホームページをご覧ください。

●問い合わせ先 レ・コード館図書プラザ ☎0146・45・7777



図書プラザHP

今月の一冊



「明日、あたらしい歌をうたう」

角田 光代 著／水鈴社

今は亡きカリスマ的ミュージシャンの写真を、父と聞いて育った新。誰にも見えない存在として少女時代を生き、音楽に救われ、恋に出会って新の母となった、くすか。新が父の真実を知った時、2人の物語が、1つの歌に重なり…。

新着ガイド

素人校長ばたばた日記	川田 公長
中学生のおうちノート術	みおりん
相続した空き家の整理整頓術	阿部 洋行
本当はこんなに面白い！物理の話	羽村 太雅
人にちょっと話せるようになる「昆虫学」	盛口 満
ねんきんごはん	小林 まさみ
寝指1分ほぐし	山内 まや
コーヒー2050年問題	武田 淳
酪農温故知新	安宅 一夫
篆刻鑑賞と分析のコツ	川内 伯豊
クラシック名盤100	許 光俊
SHO-TIME 4.0	ビル・ブランケット
馬体の教科書	治郎丸 敬之
「やさしい日本語」スタートブック	ひらがなネット株式会社
豆は煮えたか	朝井 まかて
モンスターシューター	新堂 冬樹
警視庁公安部喫茶課	陽向 悠里
2222	大山 淳子

みんなの広場

ぼくとわたしの

夢

新冠小学校
6年生です



私の将来の夢は、決まっていませんが高校生になっても習い事のピアノを続けていきたいと思っています。

河原 桜香



僕の将来の夢は、獣医師か公務員になることです。そのために、北海道大学や帯広畜産大学に行きたいです！！

小野 由翔



僕の将来の夢はまだ決まっていませんが、大人になっても大好きな野球を続けていきたいです。

後藤 太助



私がやってみたいことは、ガラスでコップを作りたいです。理由は、ガラスのコップがきれいだからです。

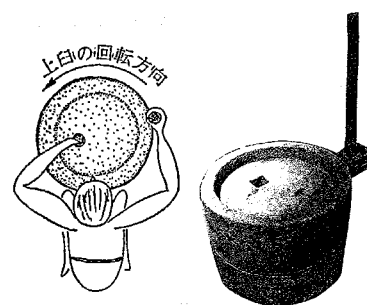
菊池 詩音

ふるさと探究 第23回 『石臼（挽き臼）』

北海道で石臼が主として使用されたのは移民が急増した明治時代からです。郷里から持参したり、移住後の購入もありました。北前船の寄港地である新潟県の佐渡では明治く大正時代に1万個以上も北海道に出荷した記録があります。

石臼は中央に鉄製の芯棒があり、上臼を左回りに回転させ、下臼とすり合わせて穀物を製粉するもので生活の必需品でした。蕎麦は麵、そばがき、穀は枕の詰物に利用しました。小麦はうどん、団子、大豆はきな粉などの食べ物となりました。

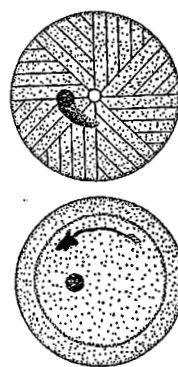
町郷土資料館に収蔵する写真



正常臼

上臼の目

上臼の回転方向



の石臼は直径が約30センチ、高さが約40センチ（上臼と下臼の合計）、総重量が約40キロです。主溝は8分画です。挽き木は横打込式で石質は安山岩とされます。使用時は石臼の下に粉受けの木鉢などを用意します。また長年の使用で溝が摩耗すると石工に目立を依頼しました。

（乾 芳宏）

新冠百話

第九十一話

「新冠のおしん（創作）」

（要約文）

みぞれ降る秋の夕方、母と娘は重い荷を背負い、ポイントシカの湿原（現在の中央町と北星町）の細道を、家に向かって急いでいた。やがて渡り場に着くと、母親は幼い娘の震える手を引いて川を渡り始めた。危険だがこうするほか無いのだ。ようやく対岸にたどり着き体を拭いている時、娘が急に泣き出した。娘が握っていた黒砂糖の塊が溶けて無くなっていた。家から浜高江まで往復四里（十六キロ弱）冬支度の買い出しに同行し、やっと買い与えられた貴重なおやつだった。母親は娘を抱きしめることしかできなかった。

体が冷えると危険なため、二人は帰路を急いだ。沼のほとりを通り過ぎ、ウワトリの森（現在の高江）に入る頃はもう真つ暗だった。一軒の草小屋の前に差し掛かり、あたたかな灯りが漏れているのを見て「暖まってから帰るか」と母親は言った。娘は首を横に振り笑った。漏れ出た灯りの中に、差し出された娘の小さな掌があつた。そこには「こくわ」の実が二つ乗っていた。母親は目を見開いた。暗い森の中、しかも走りながら、娘は素早くこれを見つけていたのだ。さつきまで泣いていたのに、小さな体に宿る生き抜くための強さを見て、母親は胸がいっぱいになった。

いつしか風は止み、木々の隙間から月明りが帰路を照らした。元氣を取り戻して先を歩く娘を、母親は優しく見つめていた。数十年後、ウワトリの森に新しい掘立て小屋が建ち、一組の夫婦が住み始めた。周囲の桂の木々は太く、一日一本切るのが精いっぱい、夫婦の暮らしは厳しいものだ。小屋からは赤ん坊の声がしていた。この若い母親は、昔この森で二粒のこくわを採ったあの娘であつた。



現在のウワトリの森付近

～ 海・山・川 ルールを守って みな笑顔 ～ 事故が無く楽しいレジャーを過ごしましょう。

消防署新冠支署

戸 籍 の 窓

6月6日～7月5日までの届出分（敬称略）

●お誕生おめでとうございます

シン アユシュマン
SINGH AYUSHMAN

（NARPAT SINGH・GUDDI KANWAR）北星町

●おくやみ申し上げます

徳田	利勝	8 1 歳	節婦町
島	治義	7 7 歳	北星町
川端	晃弘	3 1 歳	東 川
壁岸	勇作	9 8 歳	東 川
飛渡	敬子	8 6 歳	朝 日
蜂屋	博子	8 7 歳	節婦町

●お問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ住民係
☎ 0146・47・2112

町公式ホームページ 町公式フェイスブック



人の うごき

（令和8年6月末現在）

人 口	4,907 人	（前月比 △ 5 人）
男	2,515 人	（前月比 △ 4 人）
女	2,392 人	（前月比 △ 1 人）
世 帯	2,829 世帯	（前月比 △ 6 世帯）